

## 太田市親子すこやか教室開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知的障害児の福祉及び生活の向上を図るため、障害児親子すこやか教室事業を開催する実施団体等に対し補助金を交付するものとし、補助金の交付について、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、群馬県から認定を受け、障害児親子すこやか教室を開催する団体等が実施する障害児親子すこやか教室事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金は、前条に規定する事業のうち、次の経費に充てるものとし、他の用途に使用してはならない。

- (1) 障害児の指導に係る人件費及び諸経費
- (2) 各種行事及び研修に係る諸経費
- (3) 指導等を行う施設の管理維持費
- (4) その他市長が必要と認めた諸経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる金額とし、団体補助と事業補助の合計を予算の範囲内において交付する。

- (1) 団体補助 1団体につき 年額 95,000円
- (2) 事業補助 1日（開催）につき 4,750円

(補助金の支払)

第5条 補助金は、事業を実施した団体に支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の太田市親子すこやか教室開催事業補助金交付要綱（平成13年4月1日太田市制定。以下「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた決定、手続その

他の行為は、なお合併前の要綱の例による。

- 3 施行日から平成17年3月31日までの期間に係る補助金については、なお合併前の要綱の例による。